

協定の内容

1. 名称

「PPP (Public-Private-Partnership) 協定」

2. 目的

予算以外も含めた行政の資源を活用して、民間の PPP/PFI 推進に係る取組を後押しすることにより、より効果的かつ効率的に PPP/PFI の普及・啓発を促進すること。

3. パートナーの要件及び協定内容

別表のとおり。

4. 協定期間

2020年4月1日～2021年3月31日

5. 留意事項

協定に係る費用については、各者で負担していただきます。(国土交通省から、パートナーに費用を支払うことはいたしません。)

別表

		データベースタイプ	セミナータイプ	金融機関タイプ	個別相談タイプ
1. パートナーの要件	(1) 共通	① 法人であること ② 反社会的勢力でないこと ③ 協定内容の実施について国から財政的支援を受けるものでないこと			
	(2) 個別	① 以下の基準を満たす、PPP/PFI 事業についてのデータベースを有すること <ul style="list-style-type: none"> 一定数（490 件（※））以上の事例について実施方針、募集要項、要求水準、その他 PPP/PFI 事業に必要な情報を掲載していること 施設、事業主体、事業方式等についてのソート機能を有すること フリーワード検索機能を有すること 特定の分野、地域等に偏らないこと ※内閣府にて公表している PFI 事業数（740 件、平成 31 年 3 月 31 日現在）の 2/3 程度	① 令和元年度に PPP/PFI に関するセミナー（庁内勉強会等の単独の地方公共団体等を対象とするセミナーを除く）を 2 回以上主催しており、令和 2 年度に 2 回以上主催を予定していること	① 以下のいずれかの基準を満たす金融機関 <ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI を担当している部署を有すること 実施方針が公表されている PFI 事業又は民間事業者等との契約が締結されている PPP/PFI 事業について、融資等の実績があること 	① 実施方針が公表されている PFI 事業又は民間事業者等との契約が締結されている PPP/PFI 事業について、導入可能性調査、アドバイザー一業務等の受注実績又は当該 PPP/PFI 事業の受注実績がある者
2. 協定内容	(1) 共通	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 官民対話を通じて、国土交通省との更なる連携方策について模索すること ② 国土交通省が開催するブロックプラットフォームや自治体プラットフォームにおけるサウンディング等へ積極的に参加すること ③ 国土交通省関係のセミナー、イベント等の情報の広報や国土交通省が実施するアンケート等に協力すること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① パートナーが協定に基づき実施する取組を地域プラットフォームに参画する地方公共団体に周知すること ② 国の政策動向や国土交通省所管の補助金等の情報や公表可能な資料をパートナーに提供すること ③ 協定に基づきパートナーから国土交通省へ共有された情報のうち他のパートナーに共有が可能な情報を提供すること ④ パートナーが主催するセミナー等について、国土交通省職員による講演等の協力をすること、また内閣府等関係府省庁、地方公共団体に対し、講演等の依頼の協力をすること ※ 講演者等に対して、交通費の自己負担についてまで当課から依頼するものではありません			
	(2) 個別	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 地方公共団体に対して、データベースを無償で使用させること ② 求めに応じ、データベースの更なる充実を検討すること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① ブロックプラットフォーム、講演等においてデータベースを紹介すること	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 以下の（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）の基準を満たす PPP/PFI に関するセミナー（参加者が無償で参加できるものに限る。）を年 2 回以上開催すること （ア）地方公共団体職員対象型 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体職員を主な対象とすること 基礎自治体を跨ぐ広域的な開催とすること PPP/PFI の一般論や知識習得のための基礎講座等を含めること （イ）地場企業対象型 <ul style="list-style-type: none"> 複数の地場企業を主な対象とすること PPP/PFI の実施実績のある事業者からの講演を含めること （ウ）首長・議員対象型 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の首長あるいは議員を主な対象とすること （エ）マッチングセミナー型 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が持ち込む案件についてマーケットサウンディング又は民間事業者とのマッチングを行う機会を提供すること ② セミナーに参加する地方公共団体等からの相談体制を整えること（必要に応じてセミナー開催後に個別相談会を実施する等） ③ セミナーにおいてブロックプラットフォームに関する情報を提供するように努めること ④ ①、②及び③に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること（セミナー資料、参加者、参加者へのアンケートを含む） 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① パートナーが主催するセミナーについて、後援名義の使用許可や国土交通省 HP における告知等の広報活動を行うこと ② パートナーが主催するセミナーについて、原則 1 回は国の旅費負担にて国土交通省職員の講師派遣を行う	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 地方公共団体又は地場企業から求めがあった場合に、無償で個別相談に応じるほか、PPP/PFI に関するセミナーや勉強会を実施すること ② ①に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること ③ 地方公共団体又は地場企業に対して、国土交通省の発信する PPP/PFI に関する情報等を提供するように努めること ④ 国土交通省に対して、地域における官民連携事業の実施状況に関する情報を提供するように努めること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① 国土交通省 HP 等において相談窓口の連絡先を周知すること	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 地方公共団体又は地場企業から求めがあった場合に、無償で個別相談に応じるほか、PPP/PFI に関するセミナーや勉強会を実施すること ② ①に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① 国土交通省 HP 等において相談窓口の連絡先を周知すること

※ 次年度以降の協定締結の際、当該年度における上記に掲げる内容の実施状況を考慮する